

〔先進自治体における条例制定事例〕

## 福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

福岡県環境部自然環境課

### 1 条例制定に至った背景

#### (1) はじめに

本県では、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）の規定に基づき、鳥獣保護区や指定猟法禁止区域等を指定しています（表参照）。

これらの区域を指定したときは、当該区域を表示する標識を設置しなければならないとされていますが、国の義務付け・枠付けが見直される前は、標識は国が定めた基準に従って設置しなければなりませんでした。

【表】福岡県における鳥獣保護区等の指定件数  
(平成24年3月31日現在)

	件数	面積 (ha)
鳥獣保護区	44	62,951
特別保護地区	5	1,538
特定猟具使用禁止区域	99	28,172
休猟区	1	196
指定猟法禁止区域	2	645
特定猟具使用制限区域	0	0
特別保護指定区域	0	0
計	151	93,502

#### (2) 特区提案と第2次一括法の施行

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において義務付け・枠付けの見直しの具体的措置が示されましたが、全国知事会議は、国の見直しは不十分であるとして、複数の都道府県による構造改革特区提案を突破口に、更なる見直しを進めていくこととしました。

鳥獣保護法に関しては、地域主権戦略大綱では指定猟法禁止区域及び休猟区の標識の寸法に係る基準を条例委任するとされていますが、本県においては見直しに係る区域は151区域中3区域しかなく、義務付け・枠付けの見直しの効果は不十分であると判断し、地方自治体が地域の实情に応じて標識を設置できるよう、福岡県外40都道府県が鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の標識の設置基準の撤廃を共同提案しました。

その結果、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年8月法律第105号）により鳥獣保護法が改正され、都道府県知事が指定する鳥獣保護区や指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法は環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることになり、また、参酌すべき基準についても、従前より緩和が図られました。

### 2 条例制定までの経緯

#### (1) 関係者への意見聴取

条例を検討するに当たっては、まず、現行の標識の寸法等について、標識の確認が必要な狩猟者等から意見を聴く必要があると考えました。

このため、狩猟者団体である猟友会や市町村から意見を聴取したところ、現状のままではよいという意見が9割を占めました。

## (2) 参酌すべき基準の検討

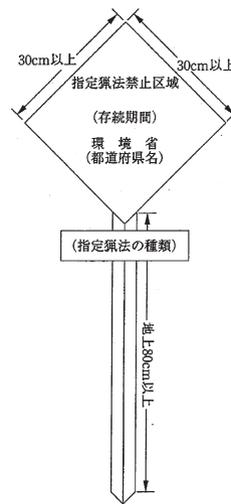
参酌すべき基準である環境省令が規定する標識には、立て看板タイプの制札と角柱タイプの標柱があり、それぞれ寸法の下限が定められています。

本県では、区域の指定に際し、制札と区域図を記載した案内板を設置しており、標柱は設置していません。狩猟者は県内居住者だけでなく全国から本県に入猟しており、狩猟者の誤認を防ぐという観点で大幅な変更は望ましくない上、猟友会や市町村の意見も現状のままがよいということから、まず、環境省令で定める寸法を基本として、その上で問題点がないか検討を行いました。

環境省令で定める標識の寸法は、既存の工作物を利用する場合に寸法は縮小できるようなったものの、既存工作物を利用しない場合（単独設置の場合・新設の工作物を利用する場合）は縮小できませんが、本県の実情を踏まえ、次の対応が必要と考えました。

### 環境省令（抜粋）

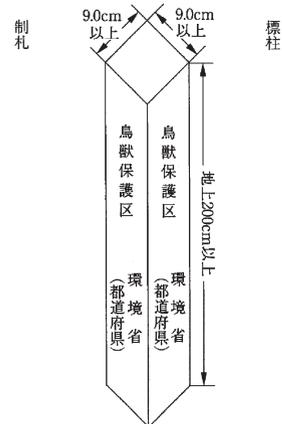
#### 様式第四（第十六条関係）



備考

- 一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上一五〇cm以上の場所固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八〇cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 三 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。  
指定猟法禁止区域  
Designated Way of Hunting Prohibited Area  
※指定猟法の例  
鉛製散弾の使用禁止  
No Hunting with Lead Shot
- 四 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 五 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

#### 様式第八（第三十三条関係）



備考

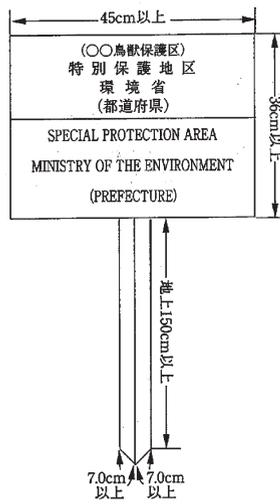
- 一 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文はWildlife Protection Area となる。
- 二 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第九 (第三十五条関係)

標柱



制札

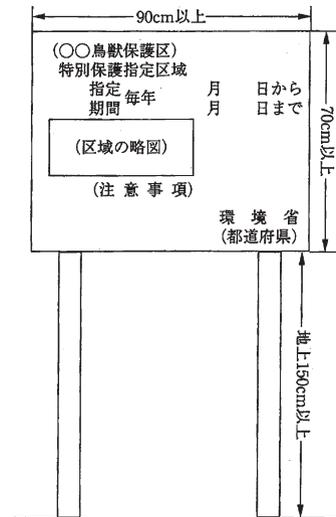


備考

- 一 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Special Protection Area となる。
- 二 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合は、示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第十 (第三十七条第二項関係)

制札



備考

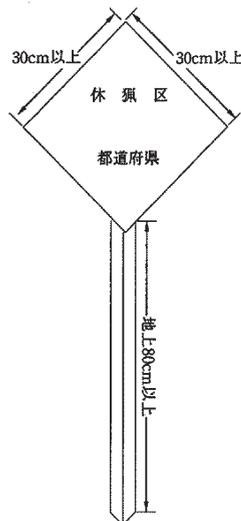
- 一 注意事項には、区域を指定した趣旨及び令第二条各号に掲げる行為を行おうとする場合には環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない旨を記載すること。
- 二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Special Restricted Area となる。
- 三 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第十一 (第四十一条関係)

標柱



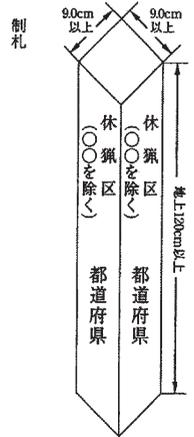
制札



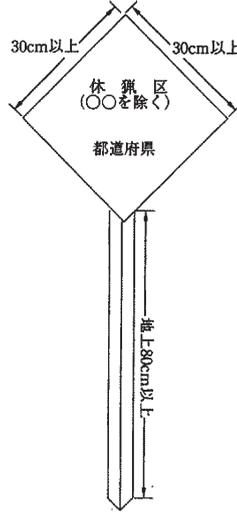
備考

- 一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150cm以上の場所固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 三 法第十四条第一項の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定した場合には、次に掲げる様式の標識を設置すること。

標柱

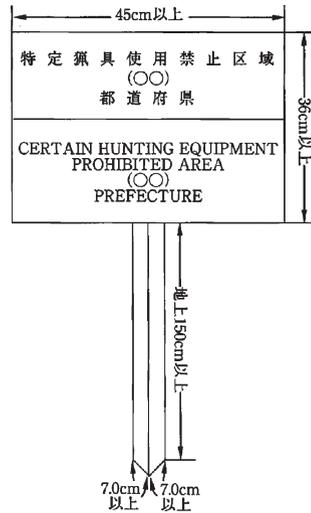


制札



様式第十三 (第四十四条関係)

標柱



備考

※〇〇の部分には法第十四条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定した区域において捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類を表記すること。

四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

休猟区

Temporary Game Preserve Area

休猟区のうち特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域  
Temporary Game Preserve Area (Except 〇〇)

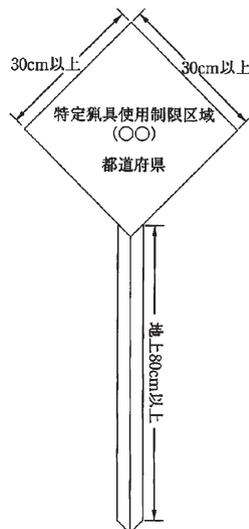
※〇〇の部分には捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類を表記すること。

五 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

六 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第十四 (第四十四条関係)

制札



備考

一 〇〇の部分には、使用を禁止する猟具の種類を表記すること。

二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

指定猟具使用禁止区域 Certain Hunting Equipment Prohibited Area

※特定猟具の例  
銃 Gun  
はなわ Box Trap

三 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りではない。

四 標柱及び制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

五 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

一 〇〇の部分には、使用を制限する猟具の種類を表記すること。

二 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150cm以上の場所で固定させること。

三 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。

四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

指定猟具使用禁止区域 Certain Hunting Equipment Prohibited Area

※特定猟具の例  
銃 Gun

五 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

六 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

# 特集

## 義務付け・枠付けの見直しと条例制定

ア 本県では、福岡市の中心部を含む2万6454 haを福岡市鳥獣保護区に指定していますが、鳥獣保護区であることを知らない住民が多く、これは、都市部では標識の設置場所が少ないことが原因の一つだと思われます。そこで、景観に配慮し、塀やフェンス等の高さに揃えることができれば、都市部でも制札を設置しやすくなるのではないかと考え、制札を単独で設置する場合についても高さを縮小できるようにしました。

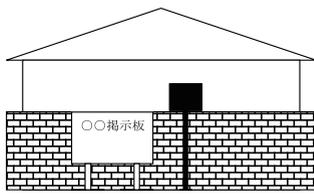
イ 本県の鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域は自然公園と区域が重複することも多く、標識類が乱立している現場もあり(写真)、これらの標識類をできるだけ



制札の寸法の縮小について

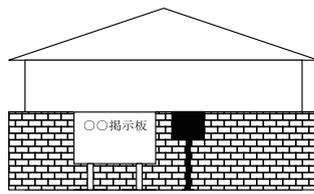
- 制札の設置にあたって、既存の工作物を利用する場合は、環境省令により寸法(高さ・大きさ等)を縮小できる。
- しかし、既存工作物を利用しない場合(新設の工作物を利用する場合・単独設置の場合)は、景観等に配慮して寸法を縮小しようとしてもできない。
- そこで、下記の例のように、柔軟に寸法を縮小できるよう県条例で定めたもの。

【環境省令】

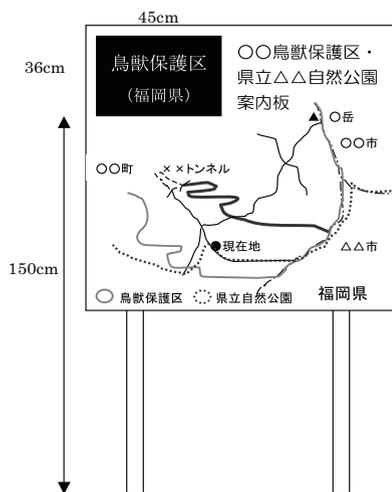


景観等に配慮して制札の高さを低くしようとしても縮小できない

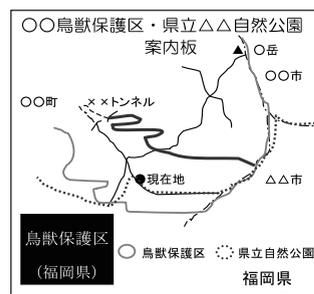
【県条例】



縮小できる



案内板等を新設の際にあらかじめ印刷しようとする寸法を縮小できない



縮小できる

とめるようにしたいと考えました。環境省令の基準では、既存の案内板にシールで制札を貼り付ける場合は寸法が縮小できますが、本県では、新設の際も縮小できるようにしました。

ウ 本県では、標識の支柱は全てアルミ製であるため、支柱の太さに係る縮小規定は設けないこととしました。

3 条例の概要・構成

標識の寸法は、それぞれ環境省令様式に規定する寸法と同じ寸法とし、ただし書きにより既存工作物を利用しないで制札を設置する場合であっても、地形の状況等によりこれより難しい場合は容易に視認できる範囲で縮小できるとしています。

#### 4 今後の課題

今回の条例制定により、鳥獣保護区等の標識を地域の実情に合わせた寸法で柔軟に設置できることになりました。

寸法を縮小した制札を設置する場合は、狩猟者の誤認を招かないよう、視認性を十分確保した上で設置する必要があることから、今後、運用規定等を作成する必要があると考えられています。

福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

平成二十四年三月二十八日

福岡県条例第二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項（法第二十八条第九項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）第三十七条第二項の規定により条例で定める寸法は、次の表の上欄に掲げる標識の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる寸法とする。ただし、既存工作物を利用しないで制札を設置する場合において、地形その他の状況によりこれらの寸法により難いときは、当該制札を容易に視認できる範囲において、これらの寸法（支柱の太さに係る部分を除く。）を縮小することができるものとする。

標識	寸法
一 法第十五条第十三項に規定する指定猟法禁止区域を表示する標識	省令様式第四に規定する寸法と同じ寸法
二 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十三項に規定する鳥獣保護区を表示する標識	省令様式第八に規定する寸法と同じ寸法
三 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十三項に規定する特別保護地区を表示する標識	省令様式第九に規定する寸法と同じ寸法
四 法第三十四条第五項に規定する休猟区を表示する標識	省令様式第十一に規定する寸法と同じ寸法
五 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識	省令様式第十三に規定する寸法と同じ寸法
六 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識	省令様式第十四に規定する寸法と同じ寸法
七 省令第三十七条第一項に規定する特別保護指定区域を表示する標識	省令様式第十に規定する寸法と同じ寸法

#### 附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 特集

### 義務付け・枠付けの見直しと条例制定